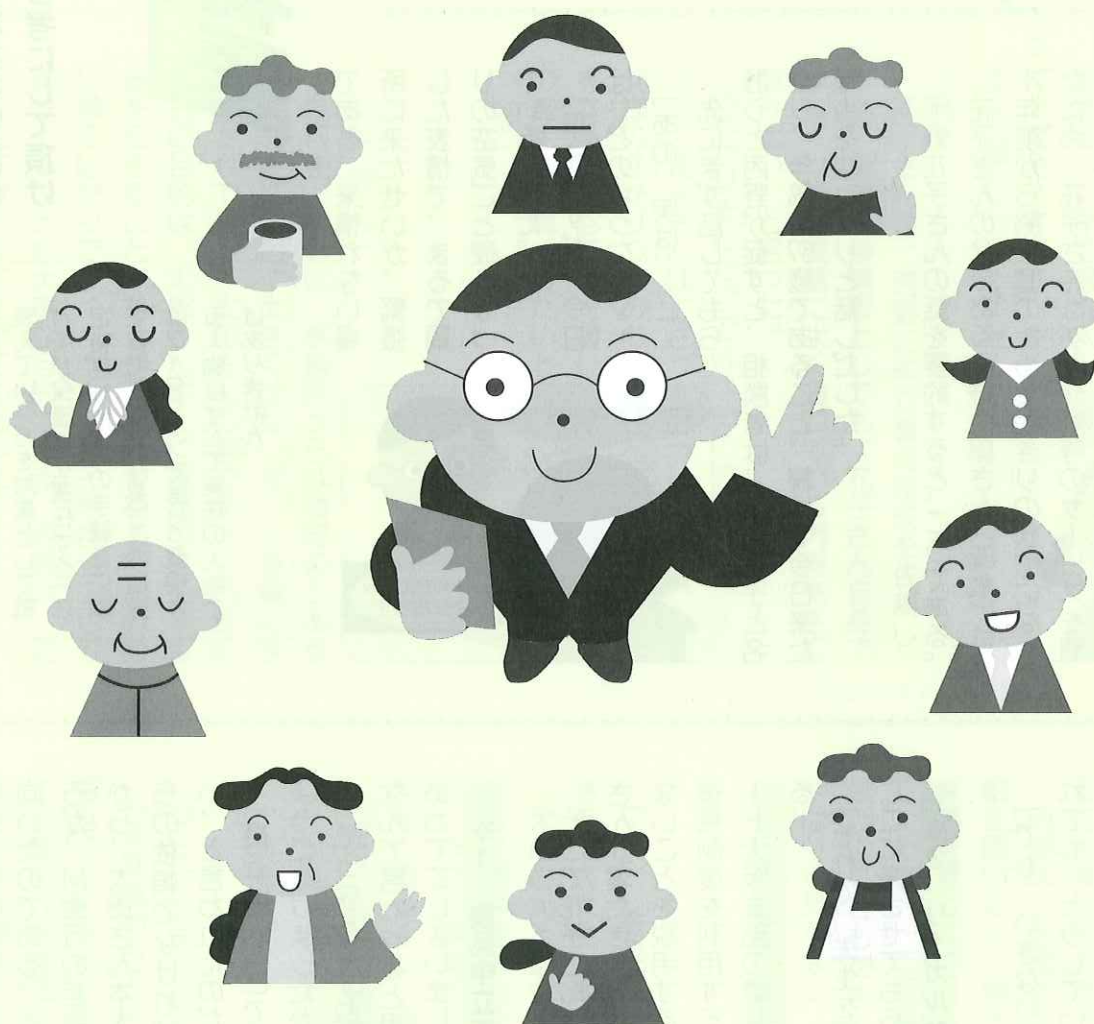


～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2007年3月発行 <第5号>



大切な家族を見守り、支えたい…。そんなあなたに、成年後見制度の利用の相談から手続きの流れを物語にしてお届けいたします。制度利用のご参考にして頂ければ幸いです。

成年後見物語

「先生！相談の方がお見えですよ！」
事務員の里賀留美に声をかけられ、司法書士丙野司郎はハッとわれに返った。大阪市内のある雑居ビルの3階にある丙野の事務所からは、向かいの公園の緑がよく見える。

「どんなご相談だったかな？」
「リーガルサポートからの紹介ですよ。」
事務員の里賀留美は忙しそうにお茶の準備をしている。すでに今月で3件目だな、とつぶやきつつ丙野は応接室に入ってしまった。

丙野は社団法人成年後見センター・リーガルサポートの会員である。リーガルサポートは、司法書士が中心となって設立した団体で、高齢者や障がい者などの権利を守り、その生活を支援するために、成年後見制度の利用をすすめる活動などを行っている。丙野の事務所も、成年後見業務の相談や依頼が年々増えてきている。

「初めまして、司法書士の丙野です。」
顔をあげた相談者を見ると、きちんとした格好をしているが家庭的な雰囲気気の50代位の女性

※「成年後見物語」は、成年後見制度の内、「すでに判断能力が衰えている方を対象として裁判所が保護者を選任する」「法定後見制度」の手続きに関する物語です。なお、この物語はフィクションであり、登場する人物はすべて実在の人物ではありません。

である。来慣れない場所に来たせいか、緊張した表情で、まるで周りの空気ごと硬くなっているようだ。

「早速ですが、今日は、どのような…？」

「あの、実は、…」

先にまず話してもら

おうと丙野が促すと、相談者は、甲野花子と名乗り、年齢は57歳であること、続けて今日来た理由をゆつくりと話した。



甲野花子さんの話を要約すると、こうである。花子さんの父である乙野太郎さん(82歳)は、1年前から脳梗塞のため寝たきりの状態になったため、花子さんは訪問介護等のサービスを利用しながら太郎さんの身の回りの世話をしていた。しかし、太郎さんの年金収入だけでは介護費用等を賄うことができないため、やむなく太

た。

後見制度の概要、後見制度には三つの類型があること、申立ては家庭裁判所にしなければならないこと、申立てには戸籍謄本等多数の書類を取り寄せる必要があること、まず必要なことは医師の診断書をもらうこと、などなど。これらをまずざっとわかってもらわないと手続きを進めることができないため、丙野は花子さんが理解できているかどうか、表情を確認しながら丁寧に説明を進めていった。

- ※3 成年後見制度の概要
- ※4 家庭裁判所の管轄と申立人
- ※5 成年後見申立ての必要書類
- ※6 医師の診断書と鑑定

「なんだか、聞いているだけで大変そうですね…。ところで費用はどれくらいかかるものなんでしょう？」

「そうですね。まず申立てに要する印紙や切手などの実費が約1万円。それに医師に支払わなければならない鑑定費用がかかります。私の手数料も含めると、おおよそ23万円ほどかかってきます。」

※7 申立てにかかる費用

「でも、これをしないと、定期預金も解約できないし…。前に進みませんもんね…」

花子さんはハンカチを握りしめ、ため息をつきながらしばらく思慮していたが、結局その場で、花子さん自身が申立人となって成年後見の

申立てをすることを決意したのである。

「でも、私もパートがあるし、申立書なんてとてもとても…。先生お願いできませんか？」

花子さんは、丙野に申立書の作成を依頼し、また、後見人候補者としても、花子さん自身ではなく、後見業務によく通じている丙野先生に頼みたい、と言った。

「わかりました。では、その方向で進みましょう。花子さんは、さっきおっしゃっていたお父様のかかりつけのお医者さんに、後見の申立をするので診断書を書いて欲しい、その際に後の鑑定もお願いしたいと打診しておいてくださいね。」



「どうか…」

数日後、丙野は、事務所からは隣の町とある民家の前にいた。大きくはないが、小奇麗に手入れされている。太郎さんの家である。丙野の今日の目的は、太郎さん本人に後見申立をする旨を伝えることであるが、相談者花子さんの話に頼るばかりでなく、本人の様子を自分の目で確かめることも大事な目的である。丙野は、花子さんに家の中に上げてもらった。

「こんにちは！」

早速太郎さん本人の部屋に通された丙野は、

郎さん名義の定期預金を解約することにし、花子さんはM銀行に向いたのである。ところが、M銀行の担当者から、太郎さん本人からの依頼でなければ定期預金の解約はできない、と言われたのだ。

「最近、いごでも本人確認をきっちりするようにしましたからね。」

「そうですね。でもまさか解約できないなんて言われると思っていませんでしたので、あわててしまいました。」

※1 後見申立ての動機

そこで花子さんが、M銀行担当者に、父太郎さんが寝たきりの状態で、解約手続きなど出来ないことを説明すると、M銀行の担当者は成年後見制度を利用することを勧め、リーガルサポート大阪支部の電話番号を教えてくれたのである。

「それで、先生を紹介していただいて、今日、ここに来させてもらったんです。」

※2 リーガルサポート会員紹介の流れ

「でも、いきなり成年後見とかなんとか言われても、どうしていいのかわからないんです。」

「なるほど、よくわかりました。」

司法書士丙野は、軽くうなずき、説明を始め

太郎さんに挨拶をした。

「ああ…」

太郎さんはふとんの中から弱々しく手を挙げるのが精一杯の様子だが、顔色は悪くない。

丙野は、世間話をしながらも、太郎さんに年齢を聞いたり、娘さんの話やM銀行であった出来事を話したが、太郎さんは認知症が進んでいるためか、一応返事は返ってくるものの、ごく最近のことあまり覚えていないようである。やはり後見かな…。丙野は、そう印象を強めた。

※8 後見、保佐、補助について

「よし、書類がそろったぞ。これで申立ができるーええと、裁判所の電話番号は、っと」

太郎さんと面会後、丙野は忙しく書類を集めたり、関係者から必要な聞き取りを行っていたが、申立の準備がととのったので、大阪家庭裁判所に電話をし、後見申立の予約を取った。

※9 大阪家庭裁判所本庁の取り扱いについて

「これから何が始まるんでしょうか？」

「家庭裁判所では、太郎さんには後見人が必要なのか、あるいは後見人には誰を選ぼうとしているのかを確認するため、太郎さんの現在の様子や家族構成、財産等について聞かれるんですが、肩の力を抜いて、気楽にお話されれば大丈夫ですよ。今回の件ならだいたい1時間半く



らいで終わるでしょう。その後、問題なければ、鑑定費用の予納金10万円を会計係に支払えば、今日は終わりですから。」

丙野は、またしても緊張で固くなっている花子さんを励ました。



「先生、家庭裁判所から郵便来てますよ！」
申立をした日より約1ヵ月半後、裁判所から丙野の元に後見開始の審判書が届いた。2週間経って確定すれば、丙野は乙野太郎さんの後見人として、いよいよその業務を始めることになる。

「忙しくなるぞー」
「そつなんですか？」

後見のことはまだあまり知らない事務員の里賀が質問する。太郎さんの後見人となった丙野は、まず金融機関や官庁その他に出向いて成年後見の届出をしたり、花子さんから、太郎さん

の預金通帳等一式を預り、財産目録を作成して家庭裁判所に提出することとなる。
「その後、定期預金の解約をしたり、先の話になるが、太郎さんの状況を見守りながら、必要に応じて不動産の売却や、介護施設の入所手続きなども、後見人としてやっていかねければならないからね。」

※10 後見人の主な仕事

「そつですか…。今朝…。」

数週間前から生死の境をさまよっていた太郎さんが、残念なことに亡くなったと娘の花子さんより事務所に連絡が入ったのは、冬のある晴れた朝だった。花子さんが丙野の事務所を最初に訪れた時から、すでに4年が経っていた。

夕べがヤマだと病院からも聞かされていたのであるが、後見人として、長い間おつきあいした方が亡くなるのはなんとも淋しいものである。丙野は思わず、ため息をつき、目を閉じた。しかし、後見人である丙野はいつまでも感傷にひたつてはいられない。

太郎さんは病院で亡くなったため、丙野は病院の精算や諸々の事務を行い、法務局に後見終了の登記を申請し、家庭裁判



所に後見終了の報告書を出した。太郎氏の残った預貯金等を相続人に引継ぎ、後見業務が終了となったのである。

※11 終了の報告

※12 後見終了の登記

花子さんが丙野の事務所にあらためてあいさつに訪れたのは、太郎さんの49日の法要を終えて数日経った日のことである。

「私一人では父のために十分なこととしてはあげられなかったと思います。財産の管理や契約手続きなど、私ができないことを先生に後見人として支えて頂きました。本当にありがとうございました。」

花子さんは、そう言って深々と頭を下げた。たとえ認知症になったとしても、晩年、太郎さんは、家族や身のまわりの方に支えられながらも、本当に自分らしく生きたと言えるのではないかと、そして、後見人として少しでもそのお手伝いができたことを丙野はうれしく思うとともに、在りし日の太郎さんの優しい笑顔を思い出して胸が熱くなった。



※1 後見申立ての動機

平成17年度の裁判所の統計資料（最高裁判所事務総局家庭局）によると、申立の動機は、6割近くが「財産管理処分」、次いで2割弱が「身上監護」、1割弱が「遺産分割協議」となっています。

財産管理処分の例としては、預金の解約や不動産の売却などがあります。

※2 リーガルサポート大阪支部の流れ

リーガルサポート大阪支部では、無料の電話・面接相談を随時行っております。成年後見の申立てをした、あるいは、後見人の候補者を紹介してもらいたい、といったご希望がございましたら、まずは常設相談にてご相談ください。

その際、会員司法書士紹介のご希望をお伝え頂ければ、後日、会員司法書士をご紹介させて頂きます（但し、以後の相談は有料となります）。

リーガルサポート大阪支部では、会員紹介のご依頼については、一定の研修を履修し、実務に通じた会員をご紹介しています。

※3 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

成年後見制度には、次のような種類があります。

区分	本人の判断能力	援助者
後見	ほとんどない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保佐人 監督人を選任すること があります
補助	不十分	補助人
任意後見	将来、自分の判断能力が不十分になった時に備えて、援助してもらおう人（任意後見人）をあらかじめ指定し、援助してもらおう内容についても具体的に定めておく制度です。	

※4 家庭裁判所の管轄と申立人

後見開始、保佐開始、補助開始の審判を家庭裁判所に申し立てる場合、その管轄及び申立人は以下のとおりです。

1. 申立先

本人の住所地の家庭裁判所

大阪の場合、管轄は以下のようになっています。

【大阪家庭裁判所】

大阪市（都島区 福島区 此花区 西区 港区 大正区 天王寺区 浪速区 西淀川区 東淀川区 東成区 生野区 旭区 城東区 阿倍野区 住吉区 東住吉区 西成区 淀川区 鶴見区 住之江区 平野区 北区 中央区）、池田市、箕面市、豊能郡（豊能町 能勢町）、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、三島郡（島本町）、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市

【大阪家庭裁判所堺支部】

堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡（河南町 太子町 千早赤阪村）、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市

【大阪家庭裁判所岸和田支部】

岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉北郡（忠岡町）、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡（熊取町 田尻町 岬町）

2. 申立人

申し立てが出来る者は以下のとおりです。

※5 成年後見申立ての必要書類

法定後見申立てに必要な書類は次のとおりです。なお、必要書類は裁判所によって異なる場合がありますので、事前に申立てをする裁判所に確認ください。

- 申立書
- 本人に関する照会書
- 候補者に関する照会書
- 診断書
- 本人の戸籍謄本・戸籍付票（本人の本籍地の市役所等で取得）
- 申立人の戸籍謄本（申立人の本籍地の市役所等で取得）
- 候補者の戸籍謄本・身分証明書（候補者の本籍地の市役所等で取得）
- 候補者の住民票（候補者の住所の市役所等で取得）

ケースもあります。

※7 申立てにかかる費用

申立てには、次の費用がかかります。

- 収入印紙 8000円
- 登記印紙 40000円
- 郵便切手代 34000円

(※大阪家庭裁判所の場合)

- 戸籍取り寄せ、登記事項証明書等取り寄せ費用 約50000円

※事例により費用は異なります。

○ 診断書作成費用

※診断書の依頼先により異なります。

○ 鑑定費用

原則として10万円
(※大阪家庭裁判所の場合)

その他司法書士等に書類の作成を依頼する場合、報酬として概ね10万円前後がかかりますが、事案によって報酬は異なりますので、詳しくは依頼先の司法書士にご確認下さい。

※8 後見、保佐、補助について

本人の判断能力が、後見、保佐、補助のどの類型にあたるかは、医師の診断書や鑑定に基づいて決められることになります。また、援助者である後見人、保佐人、補助人は、本人の心身の状態や生活の状況などをよく考えて本人を保護、援助しなければなりません。それぞれの援助者の具体的な仕事の内容は、申立の内容や裁判所の審判によって異なってきますので、詳しくは当支部の常設相談などでお問い合わせください。各類型の具体例は、次のとおりです。

【後見】

美智子さん(85歳)は、2年前に夫を亡くして一人暮らしをしてきましたが、夫を亡くした頃から徐々に認知症の症状が現れ、訪れた親戚の者を亡夫と間違えたり、自宅も「ミ」が散乱する状態となり、一人で暮らしていくのが困難となりました。美智子さんの施設入所の手続きや財産の管理をする必要があり、いここから申立がなされ、司法書士が後見人となりました。

【保佐】

義男さん(72歳)は、妻と二人暮らしをしていましたが、半年前にアルツハイマー病となり、最近、ますます物忘れの症状がひどくなってきました。自宅の近くで道に迷ったり、日常の買い物もおつりの計算がわからなくなるなどの症状がでてきたため、長男と同居することを家族で相談して決めました。義男さんの自宅は古くなっていたので、この機会に売却することにし、保佐開始の申立をした結果、長男が保佐人に選任され、また、あわせて自宅の売却についても長男が義男さんに代わって手続きができるように裁判所の審判を受けました。

【補助】

和男さん(32歳)は、軽度の知的障害があり、知り合いにそそのかされて消費者金融からお金を借りるなど、これまでに必要のない借金や契約をすることがありました。申立の結果、和男さんの母が補助人に選任され、母の同意を得ないで和男さんの借金や一定額以上の商品の購入は、これを取り消すことができるようになりました。

□ 本人及び候補者の登記されていないことの証明書(法務局で取得し取扱のない法務局もあります)で、事前に各法務局にお問い合わせてください。

□ 本人に関する資料として以下のもの

- ・ 精神障害者手帳等本人の健康状態がわかる資料
- ・ 固定資産評価証明・土地建物登記簿謄本等本人所有の不動産についての資料
- ・ 通帳・株式の残高報告書等本人所有の金融資産についての資料
- ・ 生命保険証書等本人の生命保険・損害保険についての資料
- ・ 返済明細書等本人の負債についての資料
- ・ 確定申告書・年金決定通知書・給与明細書等本人の収入についての資料
- ・ 納税通知書・国民健康保険料等の決定通知書・家賃、施設費等の領収書等本人の支出についての資料

※上記■印の書類については、裁判所に備え付けの所定の用紙への記入になります。

※6 医師の診断書と鑑定

成年後見の申立てをするには、医師の診断書が必要となります。診断書を作成する医師は、精神科の専門医である必要はなく、かかりつけの医師でも大丈夫です。

また、申立時に提出した医師の診断書とは別に、家庭裁判所は、本人の判断能力について医学的な判断をするため、原則として医師に鑑定を依頼します。なお、鑑定に要する費用は申立人の負担となります。ほとんどの場合は、10万円以下ですが、それ以上必要となる

※9 大阪家庭裁判所本庁の取り扱いについて

1. 手続相談

大阪家庭裁判所本庁1階事件受付係で、必要書類や説明書類等一式(後見申立てセット)を入手できます。また、成年後見制度及び申立についての説明(後見ガイダンスビデオ)を1階ロビー横で上映しています(約20分)ので、申立ての参考にご覧ください。

2. 電話予約

後見申立てセットの封筒裏面の必要書類等チェックリストを利用して、不足がないように準備します。必要書類等が全部そろったら、電話で申立ての予約をします。時間は午前9時30分、午後1時からです。

【大阪家庭裁判所後見係 電話06-6943-5321(代)】

3. 申立て

予約日時に、大阪家庭裁判所の2階後見係へ行きます。そこで、担当書記官が、持参した書類等を点検し、申立書等に記載されている内容について、直接申立人及び後見人候補者から確認します。申立人と一緒に、必ず候補者も同行するようにします。所用時間は1時間半から2時間位です。

当日、鑑定費用を予約します。

その後、家庭裁判所から親族に対して意向照会書を送付することがあります。また、本人に対する調査が可能な場合は、家庭裁判所調査官が本人と直接面談します。

※10 後見人の主な仕事

後見人は本人(成年被後見人)の意思を尊重して、

その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次の仕事を行います。

1. 生活・療養監護

被後見人の介護契約・施設入所契約・医療契約などについて代理します。

被後見人の生活のために必要な費用を、被後見人の財産から計画的に支出します。

2. 財産管理

被後見人の財産(預貯金・不動産等)を管理します。

被後見人の財産に関する法律行為を代理します。

被後見人の行った法律行為(例えば賃貸リフォーム業者との契約等)を取り消します。

3. 家庭裁判所への報告

後見人選任の審判が確定してから、1か月以内に被後見人の財産を調査し、財産目録を作成して、家庭裁判所に提出します。

その後、右記1. 2. の仕事の経過を概ね毎年1回、家庭裁判所に書面で報告します。

※11 終了の報告

1. 後見人の任務の終了

後見人の任務は、原則として、本人が死亡するまで続きます。

ただし、下記の場合には当然に後見人の任務は終了します。

- ① 後見開始の審判が取消された場合
- ② 後見人が辞任または解任された場合

※12 後見終了の登記

1. 本人の死亡により後見人の任務が終了した場合には後見人登記の「終了の登記」を申請する必要があります。

2. 成年後見登記はすべて東京法務局後見登録課にてなされており、後見終了の登記は、本人、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人等及び本人の親族などの利害関係人が申請します。

また、登記の申請は郵便で行うことができます。

リーガルサポート大阪支部は、府下9地区
の地域組織を立ち上げました。

「権利擁護業務の目指すものは、誰もが住みなれた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるという当たり前の願いを実現していくことです。」

地域包括支援センターの業務マニュアルの「権利擁護業務」の章の冒頭には、このように記されています。同センターは、昨年4月から改正介護保険法に基づいて各市町村に設置されている機関であり、成年後見制度の活用、虐待や困難事例への対応、消費者被害防止などの「権利擁護業務」が、同センターの主な業務の一つとされています。

高齢者等の権利擁護のためには、この地域包括支援センターを中心に、地域の行政、福祉、医療機関、そして当支部等の関係機関が、より一層の連携を図っていく必要があります。

そこで、当支部では昨秋より、支部を9地区に分割した地域組織（ブロック）を立ち上げました。地区の責任者（ブロックリーダー）を置き、今後は、各ブロック単位で、相談業務、事件受託、地域関係機関との連携、交流等の活動をしてまいります。

誰もが抱く、「住みなれた地域で尊厳ある生活と人生を送りたい」という当たり前の願い。この実現に少しでも寄与することができるよう、このブロック制のもとに、私たちの活動を推進してまいりたいと考えています。

成年後見制度、高齢者・障害者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

〔電話相談〕

電話番号

06-4790-5656

日 時

土・日曜日、祝日を除く**毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

〔面接相談〕

日 時

毎週木曜日（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時、予約不要

（受付時間：午後3時30分まで）

場 所

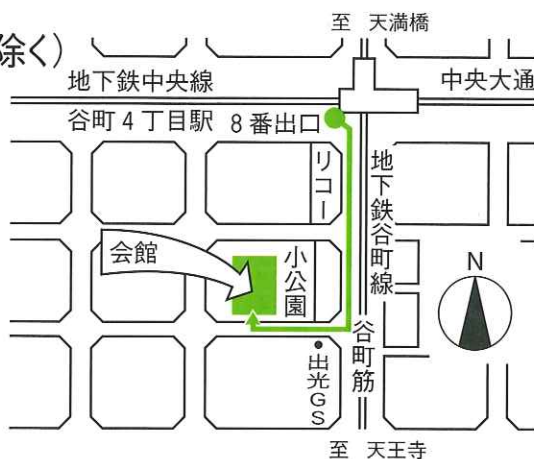
大阪司法書士会館

大阪府中央区和泉町1丁目1番6号

（電話06-6941-5351）

地下鉄谷町4丁目駅

⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部

〒540-0019

大阪府中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内

電話 06(4790)5643

FAX 06(6941)7767

（社）成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 <http://www.legal-support-osaka.jp/>

（社）成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>